

事務連絡

令和5年（2023年）7月3日

指定特定（障害児）相談支援事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部  
企画調整担当課長

## 札幌市における「地域体制強化共同支援加算」の取り扱いについて

日頃から、札幌市の障がい福祉行政に多大なる御協力を賜り、御礼申し上げます。

計画（障害児）相談支援における地域体制強化共同支援加算は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第125号）等に規定されており、本市においてもこの規定により取り扱うところですが、報告先等その運用について、次のとおり整理することとしましたのでお知らせいたします。

### 1 「地域体制強化共同支援加算」の趣旨

当該加算は、支援困難事例等の課題検討を通じて、地域課題の明確化と情報共有を行い、地域の関係者等が共同で対応することを評価するとともに、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行うことを目的としています。

### 2 算定の要件

以下をすべて満たす必要があります。

- （1）地域生活支援拠点等として指定を受けている指定特定相談支援事業所（指定障害児相談支援事業所を含む。以下同様）であること。
- （2）当該支援を行うことについて、計画相談支援対象障がい者等（障害児相談支援対象保護者を含む。以下同様）の同意を得て、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員と福祉サービスを提供する事業者の職員等が、会議（オンライン可）により情報共有及び支援内容を検討していること。
- （3）計画相談支援対象障がい者等に対して、保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスを提供する事業者のうちいずれか3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導（オンライン不可）を行っていること。

(4) 札幌市自立支援協議会に対し、文書により当該説明及び指導の内容等の報告をしていること。本市の場合は、自立支援協議会の地域生活支援拠点検証委員会に報告することとします。

(5) 当該計画相談支援の対象となる障がい者（障がい児）1人につき1月に1回を限度とする。

### 3 会議の記録

当該加算の対象となる会議を行った場合は、別途定める内容（※）を記録するものとします。なお、作成した記録は5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合は、提出しなければなりません。

※別途定める内容

- ・利用者氏名
- ・相談支援専門員氏名
- ・会議開催年月日、場所、開始・終了時刻及び出席者（氏名、所属・職種）
- ・検討内容の概要 等

### 4 協議会への報告

報告の方法については、国の様式例「地域体制強化共同支援加算 記録書」を参考に、札幌市役所障がい福祉課に提出してください。本市で作成した様式も使用可能です。提出にあたっては、当該加算の趣旨を十分にご理解いただき、目的に沿った内容で作成をお願いいたします。なお、提出された記録書の内容について、地域生活支援拠点検証委員会の中で説明を求める場合があります。

### 5 留意点

当該加算は、指定特定相談支援事業所が算定できますが、その他の支援関係者の業務負担も評価する趣旨であることから、その他の支援関係者が支援等を行うにあたり要した費用について、指定特定相談支援事業所が負担することが望ましいとされています。

また、札幌市から障がい者相談支援事業の委託を受けている指定特定相談支援事業所は、障がい者相談支援事業に従事する職員として配置されている職員が担当する計画相談支援対象障がい者等については、当該加算を算定することはできません。

ただし、障がい者相談支援事業の職員配置基準を超えて配置されている職員が担当する計画相談支援対象障がい者等については、当該加算を算定することができます。

**【様式例】**

地域生活支援拠点等の体験利用支援加算及び地域体制強化共同支援加算に係る様式例の提示について（平成30年3月30日障障発 0330 第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）

**【提出先】**

札幌市保健福祉局障がい福祉課 就労・相談支援担当  
（地域生活支援拠点検証委員会事務局）

**【担当】**

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部

障がい福祉課 主査（個別支援） 品川

TEL 011-211-2936 FAX 011-218-5181

E-mail: syurou-soudan@city.sapporo.jp